



# 「人間尊重の教育」ガイドライン

【改訂版】

令和5年（2023年）3月

札幌市教育委員会

# 目次

<b>第1章</b>	<b>ガイドライン作成の背景及び目的</b>	<b>1</b>
1	ガイドライン作成の背景	1
(1)	人権教育に関する国の動向	1
(2)	札幌市における「人間尊重の教育」	1
(3)	札幌市学校教育の重点における「人間尊重の教育」の位置付け	2
(4)	新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響	3
(5)	各種調査（アンケート）の結果から見えるさっぽろっ子の現状	3
2	ガイドライン作成の目的	4
<b>第2章</b>	<b>札幌市が目指す「人間尊重の教育」の推進</b>	<b>5</b>
1	札幌市学校教育の重点の『基盤』としての「人間尊重の教育」	5
2	学校・家庭・地域が一体となって進める「人間尊重の教育」	6
3	「人間尊重の教育」を進める上で大切にしたいこと（学校観）	6
4	相互承認の感度を高める	7
(1)	相互承認とは	7
(2)	相互承認の感度を高めていくことにより期待できること	8
5	子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進	9
(1)	「人間尊重の教育」における学校の取組	9
(2)	「人間尊重の教育」の推進に向けた三つの視点	11
①	視点1 教職員自らの人間尊重の意識の向上	11
②	視点2 校種間の連携による連続性のある 人間尊重の教育に向けた取組の推進	16
③	視点3 子ども自身が自分を振り返り、 人間尊重の意識の高まりに気付く手だての構築	18
(3)	「人間尊重の教育」と生徒指導	22
6	「ふるさと札幌」における学び・成長に誇りをもてる教育	22

※本書では、幼稚園について、「学校」を「幼稚園」と置き換えてください。

# 第 1 章 ガイドライン作成の背景及び目的

## 1 ガイドライン作成の背景

### (1) 人権教育に関する国の動向

平成 12 年に制定された「人権教育・啓発推進法<sup>1</sup>」第 7 条の規定に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画<sup>2</sup>」が平成 14 年 3 月に閣議決定され、学校、家庭、地域、職域その他様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策が推進されているところです。

私たちの身の回りにある人権課題として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌ民族、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者等、インターネットによる人権侵害、拉致問題、性的指向、性自認を理由とする偏見・差別等があるなか、近年でも、個別的な人権課題に関する立法措置<sup>3</sup>が相次いでおり、その前文や条文に、生命と尊厳を脅かされた人権侵害、人権の被害者に対する思いが記載されています。また、新型コロナウイルス感染症に関わる誹謗中傷等の人権問題も発生しており、社会情勢の変化に伴い、人権教育の重要性は高まっています。

学習指導要領の前文では、「教育基本法」第 1 条（教育の目的）と第 2 条（教育の目標）の規定が引用され、個人の価値の尊重、正義と責任、自他の敬愛と協力、生命の尊重といった人権と関係の深い言葉が列記されています。それに続き、「これからの学校には（…中略…）、一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする」と明記されており、学校教育において、子どもが、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める意識を高め、具体的な態度や行動力などを身に付けられるように推進することとしています。

### (2) 札幌市における「人間尊重の教育」

平成 20 年に、人権教育の一層の推進に向けて策定された「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」（平成 20 年 3 月）において、「人権教育」、「人権教育の目標」を次のように定めています。

<sup>1</sup> 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 147 号）

<sup>2</sup> 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定 変更：平成 23 年 4 月 1 日閣議決定）

<sup>3</sup> 個別的な人権課題に関する立法措置 いじめ防止対策推進法、義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律、児童虐待の防止に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、感染症予防法、犯罪被害者基本法、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等。

## ➤人権教育

人権に関する知的理解と人権感覚<sup>4</sup>の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育。

## ➤人権教育の目標

一人一人の児童生徒が、発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

札幌市においては、これまで「人権教育」を「人間尊重の精神の醸成を目的とする教育活動」と捉え、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神の醸成を図る「人間尊重の教育」として推進しています。

## 札幌市における「人間尊重の教育」

全ての教育活動において基本的人権を尊重するとともに、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけてあげのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにしなやかに生きようとする態度を育む教育。

人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものであり、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられるものです。子どもの内面に形成されていく自己及び他者の人格に対する認識を普遍的な人間愛の精神へと高め、それを具体的な人間関係の中で、日々の態度や行動として伸ばすことで人格の内面的充実を図る趣旨から推進してきました。

## (3) 札幌市学校教育の重点における「人間尊重の教育」の位置付け

これまで、札幌市学校教育の重点に「人間尊重の教育」を位置付け、教師自らの人間尊重の意識の向上等の視点から、個別の人権課題に関する学習を窓口に、子どもが互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにしなやかに生きようとする態度を育む取組を推進してきました。

このたび、学校教育における子どもの学びや成長は、学校が子ども一人一人にとって、「自分が大切にされている」と実感できる場であることによって保障されるもの、という原点に立ち返り、「人間尊重の教育」を学校教育の重点の『基盤』と位置付け、相互承認<sup>5</sup>の感度を高める教育活動をより意識して推進していくこととしました。

<sup>4</sup> **人権感覚** 人権が擁護され実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚。

<sup>5</sup> **相互承認** 「4 相互承認の感度を高める (1) 相互承認とは」(P7 参照)

## (4) 新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響

内閣府から出された令和3年版「子ども・若者白書」では、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中において、子どもや若者の変化として、ストレスや不安の高まり、生活リズムの乱れ、学習の遅れ、問題行動の発生などの状況が指摘されており、将来的な影響についても懸念されています。

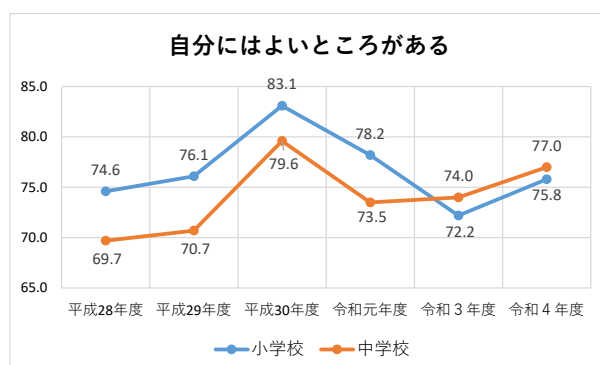
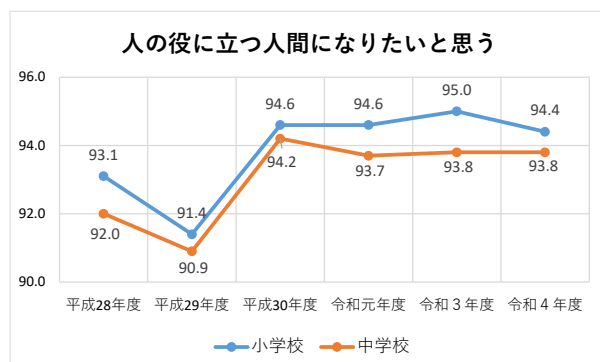
子どもにとって、学校は、子ども同士や教職員、保護者、地域の人々など、多くの人のつながりを感じながら学び、人間的に成長していくための貴重な場です。このことから、各学校においては、感染症対策を徹底した上で、可能な限り対面授業を行うとともに、1人1台端末を活用した子ども同士の学び合いを取り入れるなど、学校ならではの学びを大切にしてきました。

コロナ禍にあっても誰一人取り残すことなく、知・徳・体をバランスよく育むために、学校では、日々の子どもの変化や成長をきめ細かに見取り、子ども自身が、自分のよさや可能性を自認したり、他者を尊重したりすることができるよう関わっていくことが重要となります。

## (5) 各種調査（アンケート）の結果から見えるさっぽろっ子の現状

小学校6年生と中学校3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査のうち、「人の役に立つ人間になりたいと思う」の設問においては、肯定的な回答の割合が高い傾向にあります。一方、「自分にはよいところがある」の設問においては、肯定的な回答の割合が、令和4年度は若干の回復傾向にあるものの、引き続き子ども一人一人が自分のよさや可能性を自認していくことについては課題となっております。

また、小学校5年生と中学校2年生を対象とした札幌市全体の共通指標「学習などについてのアンケート」<sup>6</sup>に同様の設問がありますが、こちらの結果についても、その傾向は変わりません。



(全国学力学習状況調査 令和2年度は調査未実施)

<sup>6</sup> 札幌市全体の共通指標「学習などについてのアンケート」 子どもの「学ぶ力」を子どもの姿で具現化したもので、各学校においては、これまで子どもたちの学習状況等を把握・分析し、各学校の「学ぶ力」育成プログラムに反映するなど、教育指導の改善や推進を図っています。全ての学校において子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを進めていることや、小中一貫した教育が全面実施となったことを踏まえ、令和4年度からアンケートを小中学校全学年を対象に実施し、小5、中2の数値を掲載しています。

下表は、令和4年度の共通指標「学習などについてのアンケート」の相互承認（自己承認、他者への承認、他者からの承認）の項目（共通指標1～5）の結果をまとめたものです。

令和4年12月実施

相互承認（自己承認、他者への承認、他者からの承認）		小学校	中学校
1	自分にはよいところがある <span style="float: right;">自己承認</span>	79.5	75.8
2	友だちのよいところを見つけようとしている <span style="float: right;">他者への承認</span>	87.9	90.2
3	自分が必要とされていると感じる <span style="float: right;">自己承認</span>	62.0	61.1
4	人の役に立ててうれしいと感じることがある <span style="float: right;">他者からの承認</span>	91.9	91.0
5	人の役に立つ人間になりたいと思う <span style="float: right;">他者からの承認</span>	93.4	91.2

（数値は肯定的な回答の割合を示しています）

この結果から、次の成果と課題が明らかになりました。

### 子ども一人一人が自分のよさや可能性を自認していくことが課題

「学習などについてのアンケート」の「2」の他者への承認に係る項目においては、肯定的な回答の割合が高く、他者を価値のある存在として尊重する意識が高い傾向です。一方、「4」「5」のように他者からの承認に係る項目においては肯定的な回答の割合が高いものの、「1」「3」のように自己承認に係る項目は、他の項目に比べると低いことが分かります。他者から承認される喜びや大切さを感じながらも、自分を承認することには結び付いていない傾向があることから、子ども一人一人が自分のよさや可能性を自認していけるような、学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりの再構築を図ることが課題であると言えます。

参考 札幌市公式ホームページ 「学ぶ力」の育成

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/manabu\\_tikara.html](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/manabu_tikara.html)



## 2 ガイドライン作成の目的

本資料は、国の動向や、これまで実施してきた札幌市の「人間尊重の教育」の成果と課題を踏まえ、札幌で学ぶ子どもにふさわしい「人間尊重の教育」の基本的な考えを示すことを目的に策定するものです。



## 第2章 札幌市が目指す「人間尊重の教育」の推進

### 1 札幌市学校教育の重点の『基盤』としての「人間尊重の教育」

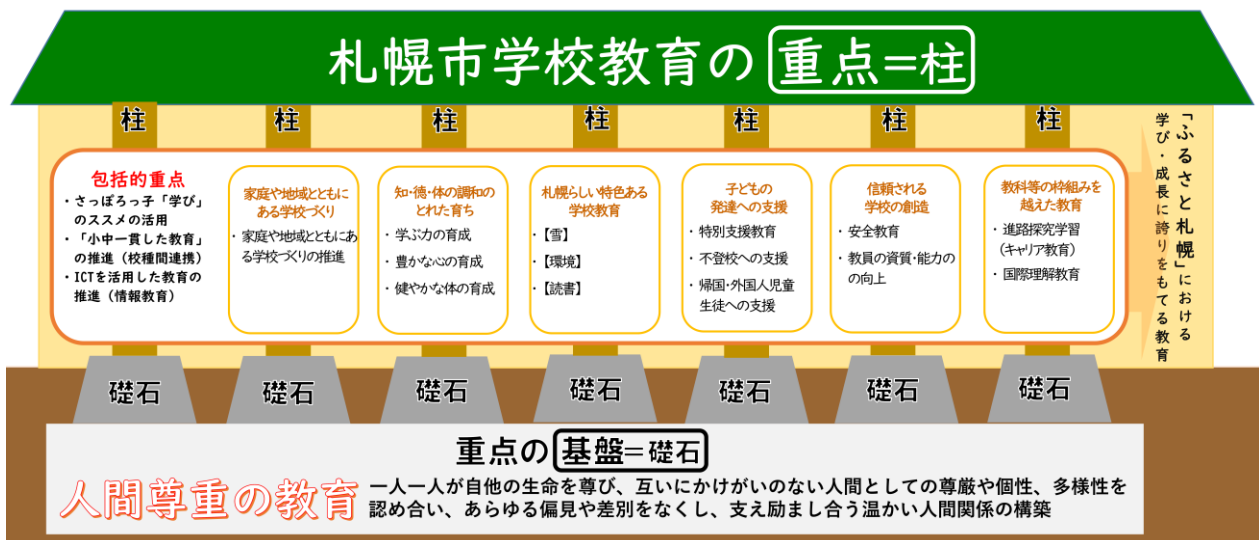
人間尊重の精神は、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神であり、人間尊重の精神を醸成する「人間尊重の教育」は、子どもの学びや成長を支えるものです。

札幌市では、「人間尊重の教育」を全ての教育活動における、大前提となる基本的な考え方として、札幌市学校教育の重点の『基盤』に位置付けます。

これは、学校教育で目指す、包括的重点、家庭や地域とともにある学校づくり、知・徳・体の調和のとれた育ち、札幌らしい特色ある学校教育、子どもの発達への支援、信頼される学校の創造、教科等の枠組みを越えた教育等を支える大変重要なものです。

そのイメージは、建物とその土台の関係で表すことができます。下図のように、「人間尊重の教育」を建物を支える「礎石」、重点となる取組を「柱」と考え、太い「柱」と確かな「礎石」が結び付き、学校教育という建物を強固なものにしていきます。

学校教育の重点の『基盤』としての「礎石」は、学校教育を支える「当たり前で確実な考え方」として、地中深く、確かに根付くことが重要です。



## 2 学校・家庭・地域が一体となって進める「人間尊重の教育」

右の図に描かれている植物の芽は、「それぞれ違う」を前提とした子ども一人一人を表現しています。家庭や地域は栄養たっぷりの「土壌」、教師は「温かい風」として、子ども一人一人の学び・成長を支えます。子ども一人一人にとって、頑張れば乗り越えられるハードルが何なのか

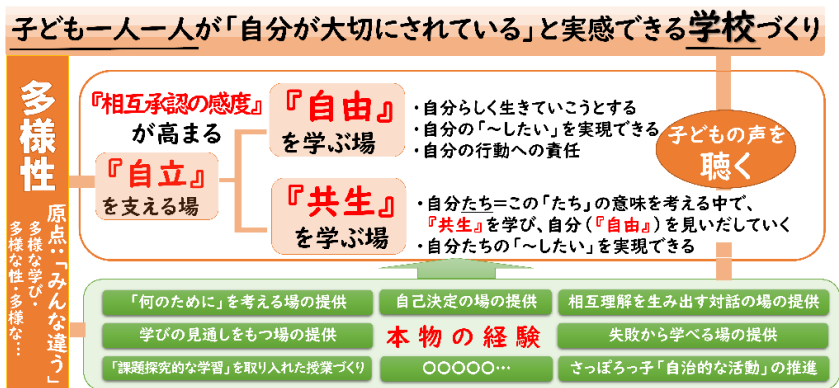


を見極め、時には見守ったり、時には背中をそっと押してあげたりするなど、それぞれの「芽」に合わせた適切な関わりを、学校・家庭・地域が一体となって心掛けていくことが重要です。

## 3 「人間尊重の教育」を進める上で大切にしたいこと（学校観）

右の図は、「人間尊重の教育」を進める上で大切にしたい学校観です。

学校は、「みんな違う」を原点として多様性を認め合い、本物の経験を通して、「自由」と「共生」を学び、子ども一人一人の「自立」を支える場



となることが大切です。そのような学校において、子どもの相互承認の感度は醸成されていきます。

### < 「自由」と「共生」 >

学校では、多様な子どもが共に生活する中で、自分だけではなく他者にも「自由」に自分らしく生きようとする「～したい」があることに気付き、互いの「自由」を尊重し合うことで、「共生」を学ぶことができます。それは、自分の行動への責任が伴った真の「自由」を見いだしていくことにもつながります。

### < 「本物の経験」 >

本市では、子どもが本物の経験を通して、「自由」と「共生」を学べるよう、「課題探究的な学習」と「さっぽろっ子自治的な活動」を二本柱として推進していきます。子ども一人一人の声が生かされるようにしていくことが相互承認の感度を高め、一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりにつながります。(18 ページ参照)



## 4 相互承認の感度を高める

### (1) 相互承認とは

本市では、「相互承認」とは、「自己承認」、「他者への承認」、「他者からの承認」の3点から成り立つと考えます。

#### ➤自己承認

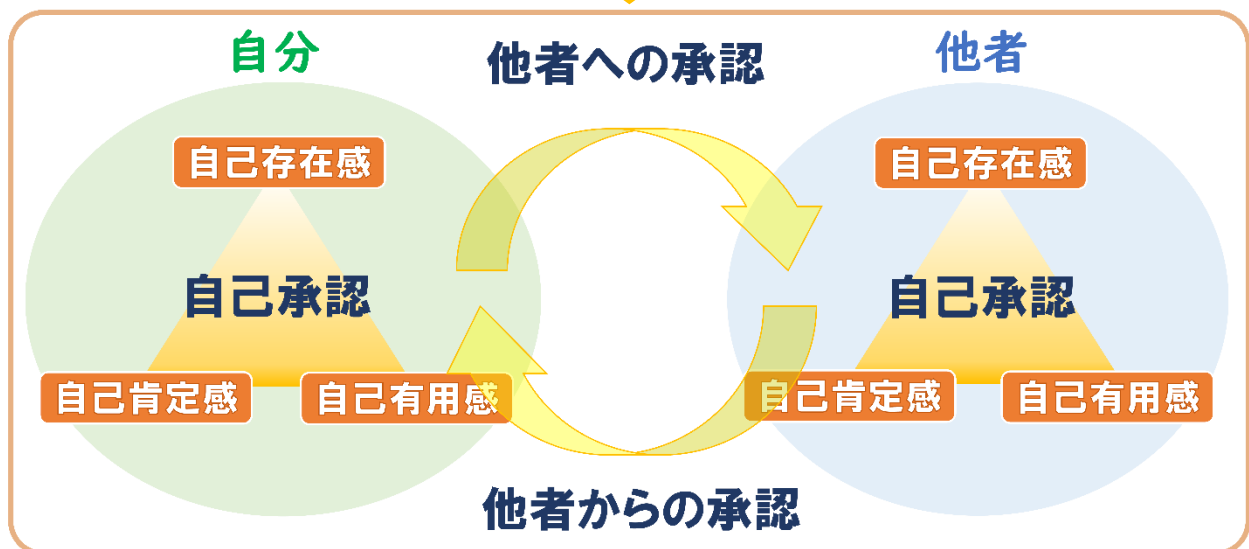
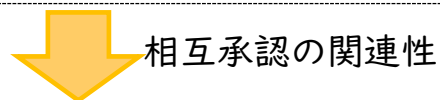
自分の在り方を積極的に評価できること、自らの価値や存在意義を肯定すること、自分のよさや可能性を認識すること。

#### ➤他者への承認

他者のよいところを積極的に評価したり、認めたりすること。

#### ➤他者からの承認

他者との関係の中で、自分は役に立っているなど、自分の存在を価値あるものと受け止めること。



本市では、「自己承認」については、「自分が大切にされている」と実感することができる「自己存在感」、ありのままの自分を肯定的に捉えられる「自己肯定感」、他者のために役立ったり、認められたりすることで実感することができる「自己有用感」の三つから成ると整理しています。

参考 文部科学省国立教育政策研究所

「生徒指導リーフ Leaf.18 「自尊感情」？ それとも、「自己有用感」？」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf18.pdf>



## (2) 相互承認の感度を高めていくことにより期待できること

知・徳・体をバランスよく育むためには、子どもが互いを認め合い、共に支え励まし合うなど、温かくて安心できる場が必要です。そのために、学校では、日々の子どもの変化や成長をきめ細かに見取り、子ども自身が、自分のよさや可能性<sup>7</sup>を自認したり、他者を尊重したりすることができるよう関わるのが重要となります。

子どもの相互承認の感度を高めることは、子どもが、自分の価値を認識して、相手の価値を尊重するとともに、他者と協働して自分の可能性に積極的に挑戦し、未来に向かって、創造的に考え、主体的に行動することにつながります。

### 【子どもが相互承認の感度を高めるために】

子どもは、一人一人が異なる価値観をもっています。

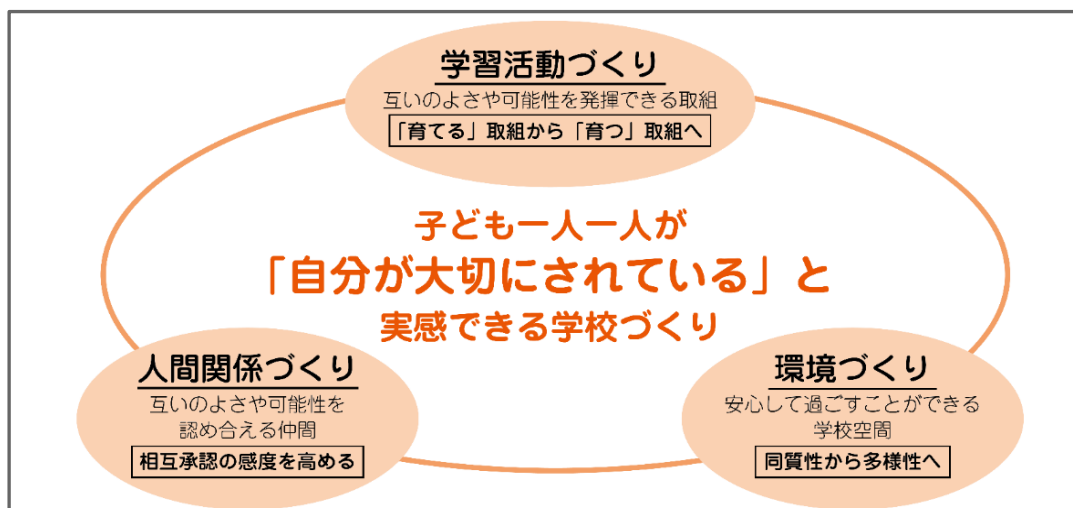
そのような中で、それぞれの「～したい」を追求すると、意見の相違が起こります。しかし、他者の意見を否定せず、まずは、互いに認め合い、他者の存在を意識することにより、問題の解決のスタートラインに立つことができます。

相互承認に関する経験を豊かにすることは、同質性の高い環境では実現できません。多様な人たちと出会い、子どもが学ぶ空間を、多様性が認められ、異なる価値観を承認し合える経験が積める場にしていくことが重要です。

<sup>7</sup> **よさや可能性** 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」中央教育審議会（令和3年）の答申では、令和の日本型学校教育において、児童生徒の個別最適な学びの実現に向けて、児童生徒のよい点や可能性を伸ばし、これまで以上に児童生徒の成長やつまづき、悩み等の理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく支援することが大切であると指摘されている。

## 5 子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進

### (1) 「人間尊重の教育」における学校の取組



学校における教育活動全体を通じて、子どもが有用感や達成感を実感できるよう、次の3点を相互に関連させて取り組みます。

- 「学習活動づくり」  
互いのよさや可能性を發揮できる取組を推進します。子どもを「育てる」取組から、子どもが「育つ」取組へ工夫を図ります。
- 「人間関係づくり」  
互いのよさや可能性を認め合える仲間づくりを推進します。子どもや教職員の相互承認の感度を高める取組の充実を図ります。
- 「環境づくり」  
一人一人の子どもが安心して過ごすことができる学校空間づくりを推進します。同質性を求めることから多様性を認めることへの変換を図ります。

#### 子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくり

子ども一人一人を大切にすることを改めて強く自認し、教育的な深い愛情をもって接することが大切です。

子どもに関わる全ての人々が人間尊重の意識を向上させることにより、子どもだけではなく、その家族や教職員等においても「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを進めていくことが大切です。

この札幌市学校教育の「合言葉」は、子ども理解の在り方、学校・学年・学級経営の在り方、学習支援の在り方等について、振り返ったり、判断したりする際の拠り所となるものです。

## カリキュラム・マネジメントにおける「人間尊重の教育」の推進

「人間尊重の教育」の推進に当たっては、各教科等や特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行います。その際には、「人間尊重の教育」の活動と、各教科等の目標やねらいに基づく各教科等の指導とが、教科等横断的な視点において、有機的・相乗的に効果が得られるようにすることが特に重要です。

## 「小中一貫した教育」における「人間尊重の教育」の推進

「人間尊重の教育」の推進に当たっては、知・徳・体の調和のとれた育ちの一層の充実を図ることにおいて、義務教育段階における子どもの学びや、子ども理解の連続性、教職員の連携・協働、家庭や地域との関わりが重要となります。これらの視点を、「小中一貫した教育」パートナー校の願いを反映したグランドデザインに位置付け、「人間尊重の教育」の推進において活用を図ります。

## 子どもの主体的な活動における「人間尊重の教育」の推進

「人間尊重の教育」の推進に当たっては、子どもが主体的に活動することが前提となります。子ども自身の「～したい」という意欲を起点に、どのようなことができるのかを「考え」、よりよい方法を工夫して「動く」ことが大切です。また、このような主体的な活動を通して、創り上げる楽しみや、よりよい変化を生み出した喜びを手応えとして心に「残す」ことができこそ、人間尊重の意識の高まりに気付く手だてとなります。

推進の前提 (p 9)	推進の方向 (p 10)	推進の視点 (p 11)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習活動づくり</li> <li>・ 人間関係づくり</li> <li>・ 環境づくり</li> </ul>	カリキュラム・マネジメント	視点1 教職員自らの人間尊重の意識の向上
	「小中一貫した教育」	視点2 校種間の連携による連続性のある人間尊重の教育に向けた取組の推進
	子どもの主体的な活動	視点3 子ども自身が自分を振り返り、人間尊重の意識の高まりに気付く手だての構築

## (2) 「人間尊重の教育」の推進に向けた三つの視点<sup>8</sup>

「人間尊重の教育」の推進に当たっては、子どもだけではなく、その家族や、教職員等、学校教育に関わる全ての人々が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを進めていくことで、良質な学校教育の充実につなげることが重要です。

このことから、「人間尊重の教育」の推進に向けた三つの視点を設定し、「教職員自らの人間尊重の意識の向上」、「学校・家庭・地域が一体となった校種間の連携による連続性のある取組」、「子ども自身が自分の学びや調べたことを振り返り、生活に生かそうとする体験」を推進します。

### 視点1 教職員自らの人間尊重の意識の向上

「子ども一人一人を大切にする。」「教職員一人一人を大切にする。」という意識をもち、同僚性を発揮しながら、様々な人権課題に向き合っていく中で、教職員自らが相互承認の感度を高めていきます。

### 視点2 校種間の連携による連続性のある人間尊重の教育に向けた取組の推進

学校と家庭が地域を基盤としながら、さっぽろっ子「学び」のススメが示している、促す、認める、支える関わりを実践し、子どもの自尊感情と他人を思いやる心や生命を尊重する心を醸成します。

### 視点3 子ども自身が自分を振り返り、人間尊重の意識の高まりに気付く手だての構築

多様な体験活動を通して、人や社会、自然、環境とのつながりをもてる機会の充実を図り、子ども一人一人が自分のよさや可能性を実感できる取組を推進します。

## ①視点1 教職員自らの人間尊重の意識の向上

⇒さっぽろっ子「学び」のススメの活用&個別の人権課題

さっぽろっ子「学び」のススメは、園や学校、家庭・地域が一体となって、子どものよさや可能性を認め、励まし、支える関わりを通して子どもの習慣づくりを進める指針となるものです。園や学校と家庭をつなぐもので、札幌市の学校教育における子ども観・教育観を示しています。



### <札幌市の学校教育における子ども観・教育観>

子どもは、どの子もよさや可能性をもっています。

他者との比較ではなく、その子自身の成長を認めていくことが大切です。

子どもに寄り添い、伸びを認め、意欲を高める共感的・肯定的なメッセージを伝え、子どもの成長を促しましょう。

<sup>8</sup> 「人間尊重の教育」の推進に向けた三つの視点 札幌市においては、「人間尊重の教育」の取組の一環として、平成 22 年度から人権教育推進事業を実施しております。この事業の研究推進校と 4 名の有識者委員からなる推進会議において意見交流を図り、三つの視点から「人間尊重の教育」を推進していくことの重要性が確認され、平成 29 年度から学校教育の重点に位置付けました。



一人一人の子どもは、それぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっています。子どもの感情や考えを丁寧に傾聴する姿勢をもつとともに、子どもの言葉や行動の背後にある心情や意味を理解するよう心掛け、愛情をもって接していくことが大切です。

また、教職員自身が個別の人権課題についてよく「知る」ということが重要となります。この「知る」ということは、個別の人権課題全般に関わって重要であり、ひいては、日常生活において、自身の言動が、子どもの人権に配慮したものとなっているかという、自分自身を見つめることにもつながるものです。

以下において、人間尊重の意識の向上を図るに当たり、今日的な課題から個別の人権課題の項目を抽出して、取組のポイントや参考資料等を掲載します。

## アイヌ民族に関する学習の推進

### ■ 背景

- ・平成 31 年 4 月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」<sup>9</sup>を公布しました。

### ■ ポイント

- ・「自然との共生」といったフレーズを安易に用いない。
- ・アイヌ文化の地域差や、歴史的な移り変わりなどにも留意します。

### ■ 主な指導場面

- ・小学校 3 年 社会 「わたしたちのまち みんなのまち」
- ・小学校 4 年 社会・総合的な学習の時間 「アイヌ民族の昔の暮らしと今につながる文化」
- ・中学校 2 年 社会 歴史的分野 「北海道の開拓とアイヌ民族」
- ・中学校 全学年 美術 「アイヌ文様で飾る手鏡（木彫・工芸）」
- ・中学校 2 年 音楽 「トンコリを演奏しよう」

### ■ 参考

- ・「アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料―第6集―」



[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/education/ainu/ainu\\_minzoku.html](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/education/ainu/ainu_minzoku.html)



<sup>9</sup> 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」 この法律は、アイヌ施策の推進に関し、基本理念や国等の責務、政府による基本方針の策定などについて定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。同法の国会審議の中では、「アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育」の充実や取組の推進が必要とされている。

## 子どもの権利に関する学習の推進

### ■ 背景

- 平成 20 年 11 月、子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指し、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」<sup>10</sup>を制定しました。

### ■ ポイント

- 「子どもの権利条例」の四つの権利を意識した活動<sup>11</sup>を行います。

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

### ■ 主な指導場面

- 小学校 6 年 社会 「基本的人権」「世界と日本の役割」
- 中学校 3 年 社会 「個人の人権と基本的人権」
- 小・中学校 道徳 個性の伸長、相互理解、社会参画、よりよい学校生活、よりよく生きる喜び等
- ピア・サポート<sup>12</sup>など、子ども同士が支え合い、助け合う取組
- 体育の授業、部活動、児童会・生徒会

### ■ 参考

- 小学 4 年生と中学 1 年生全員に配布される小、中学生向けパンフレット



[http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/suishin\\_pamphlet.html](http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/suishin_pamphlet.html)



## 性に関する学習の推進

### ■ 背景

- 性に関する諸問題に対して、適切に意思決定し、行動選択できる力を身に付ける取組が推進されています。

### ■ ポイント

- 生命を尊重する心、自己を肯定的に受け止め自他の心と体を大切にする態度、性に関する正しい知識をもって行動することができる倫理観を培います。

### ■ 具体的取り組みと主な指導の内容

- 産婦人科医師及び助産師による講師派遣事業  
【幼、小、中、高、特別支援】
- 体の発育・発達との関わり
- 心理的な発達との関わり
- 男女の人間関係との関わり
- 家庭や社会との関わり

### ■ 参考

- 「性に関する指導の手引」



<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/seikyoku/guide/index.html>



<sup>10</sup> 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 この条例は、日本国憲法や 1989 年に国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」が保障する子どもの権利を、より具体的に分かりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の役割や札幌市の取組について定められている。

<sup>11</sup> こども基本法 2022 年 6 月に「こども基本法」が成立し、子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもの権利擁護や、意見を表明する機会の確保が法律上位置付けられた。

<sup>12</sup> ピア・サポート ピアとは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスしたり、課題への手助けをしたりするなどの活動がある。

## 生命（いのち）を大切にする学習の推進

### ■ 背景

- 令和2年6月に政府の関係省庁会議において、「性犯罪・性暴力対策強化の方針」が決定し、「生命（いのち）の安全教育」の強化が進んでいます。

### ■ ポイント

- 生命の尊さを学び、性暴力<sup>13</sup>の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響を正しく理解した上で、自分や相手を尊重する態度を身に付けます。

### ■ 主な指導場面

- ◆【幼児期・小学校】「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ。相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけません。いやなさわられ方をした場合の対応等
- ◆【中学校・高等学校】自分と相手を守る「距離感」について。性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）。性暴力被害に遭った場合の対応等

### ■ 参考

- 文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」



[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



## 性的マイノリティに対する理解の促進

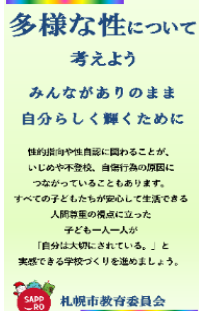
### ■ 背景

- 多様な性・性別の在り方に対する理解の促進と、性的マイノリティや周囲の人々が抱える困難の解消に向けた取組が推進されています。

### ■ ポイント

- 性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたことです。授業等で性的マイノリティに関する肯定的なメッセージを継続的に発信することは有効ですが、子どもや子どもの周りの大人に「性的マイノリティとされる人がいる」という認識の基に内容を慎重に検討することが求められます。

### ■ 参考 性的マイノリティに関する資料



[https://www.mext.go.jp/content/20210215\\_mxt\\_sigakugy\\_1420538\\_00003\\_18.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210215_mxt_sigakugy_1420538_00003_18.pdf)



<https://health-issue.jp/t/>



<sup>13</sup> 性暴力 女性に対する暴力が生まれる背景には女性の人権を軽視する傾向がある（2018,国連）と指摘があり、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消が求められます。

## 心のバリアフリーに関する学習の推進

### ■ 背景

- ・令和2年5月にバリアフリー法が改正され、心のバリアフリーに関する指導の充実が図られています。

### ■ ポイント

- ・バリアに気付き、多様性を考え、障がいの有無にかかわらず、誰に対しても「心のバリアフリー」が実現（実行）することができる態度を育みます。

### ■ 主な指導場面

- ・【小学校】 障がいのある人などに関するバリアについて目を向け、身近な生活の中にある様々なバリアについて気付くことができる学習活動
- ・【中学校、高等学校段階】 自らバリアフリーな社会の構築に向き合い、新たな問題に気付き、課題解決に向けて取り組もうとする実践的な学習活動。

### ■ 参考



<https://www.city.sapporo.jp/fukushi/machizukuri/kokoronogaido.html>



## 感染症に係る偏見や差別等の解消に向けた取組の促進

### ■ 背景

- ・令和2年2月、8月文部科学大臣メッセージが出されるなど、偏見や差別を防止する取組が講じられています。

### ■ ポイント

- ・感染症に悩んでいる子どもがいないかという視点を持ち、一人一人の子どもを注意深く見守ることが大切です。

### ■ 主な指導場面

- ・社会、体育、特別の教科 道徳において、感染症に関連する偏見や差別について考える機会を設けます。
- ・特別活動（学級活動）、総合的な学習の時間、社会科等において、社会活動を支えている人たちに目を向ける指導等。

### ■ 参考



[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)



### 参考 「学校図書館活用リーフレット<sup>14</sup>」の実践事例

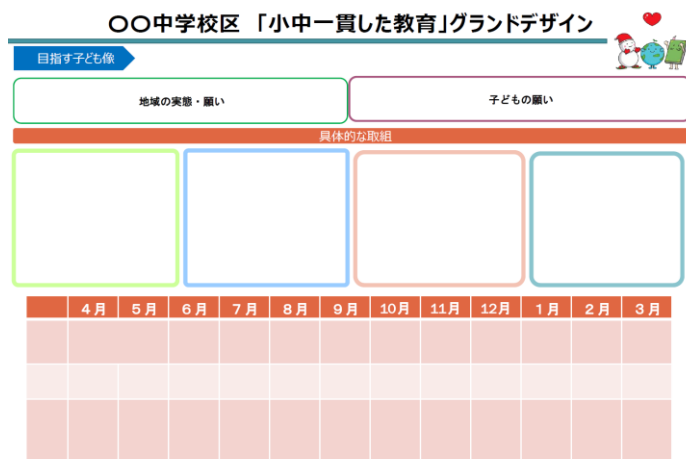
[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shido/rashisa\\_dokusyo\\_280215.html](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shido/rashisa_dokusyo_280215.html)



<sup>14</sup> 「学校図書館活用リーフレット」 各学校の学校図書館における、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能の一層の充実が図られることを目的として、「学校図書館活用リーフレット」を発行しました。本リーフレットには、「人間尊重の教育」の推進につながる、子どもが「育つ」取組と「小中一貫した教育」を中心とした、校種間連携による、つなげる活動例を掲載しています。

## ②視点2 校種間の連携による連続性のある人間尊重の教育に向けた取組の推進 ⇒「小中一貫した教育」の実践による系統性・連続性のある教育の推進

「人間尊重の教育」の推進においては、「小中一貫した教育」の視点で系統性・連続性のある取組とするために、「小中一貫した教育」グランドデザインに位置付けます。「人間尊重の教育」における地域の願い、取組の内容、スケジュール等をパートナー校で共有し、連携・協働して取組を進めます。



そのために、各活動・学校行事の特質を生かし、自分のよさや可能性を発揮してよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な活動を行うことが大切です。例えば、小学生と中学生が、オリンピック・パラリンピアンや大会に関係した方と交流し、同じテーマで体験活動を行い、それぞれが感じたことを交流する実践も有効です。異年齢の子どもや障がいのある方など、多様な他者との対話を伴う協働は、自分の考えを広げ、自分のよさやがんばりに気付く相互承認の感度を高めるとともに、子ども一人一人が多様性を尊重しながら力を合わせて生活する態度を身に付けることにつながります。

子どもの相互承認の感度を高めていくためには、発達の段階において、子どもが、互いの考えを認め合う多様な学びについて、振り返りを通して、自らの成長を実感していくことが必要です。

また、各学校においては、各学期や年度ごとに子どもや教職員、保護者などのアンケートを基に「自己評価」を行っていますが、このアンケートの中に、「人間尊重の教育」についての設問を新たに追加することで、取組の状況や成果、課題を把握することができます。パートナー校間で「学ぶ力」育成プログラムや札幌市全体の共通指標「学習などについてのアンケート」の相互承認の項目について交流し、パートナー校間における共通性や固有性を把握し、系統性・連続性のある教育がなされているか、取組の検証を行うことができます。



点検・評価のチェックポイント（例） 【教職員向け】

観点	チェックポイント（例）
学年・学級経営	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「人間尊重の教育」の視点が、学年・学級経営目標の中に位置付けられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもの不安や悩みを受け止める体制ができている。</li> <li><input type="checkbox"/> 配慮や支援を要する子どもへの支援について共通理解を図っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 互いに尊重し、支え合う人間関係づくりに取り組んでいる。</li> </ul>
教科等指導	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相互承認の感度を高める取組を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 特別の教科 道徳や特別活動において、「人間尊重の教育」に関する内容を計画的に指導している。</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもが互いのよさを認め合い協力するとともに、自己を生かすことのできる場や機会を適切に設定している。</li> <li><input type="checkbox"/> 子ども一人一人の主体性を大切にした多様な学びを大切にしている。</li> </ul>
生徒指導・進路指導	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 子どもの実態を把握し、課題解決を図るための校内組織を整備している。</li> <li><input type="checkbox"/> 子ども理解については、一人一人の性格や抱える問題等を積極的に理解・把握するための取組を、日頃から行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもが自分のよさや可能性を理解し、将来への目標と希望をもって生きることができるよう励ましのメッセージを伝えている。</li> <li><input type="checkbox"/> 自己の進路や生き方について考える機会を設定している。</li> </ul>
連携の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 校種間の協議の場を通して、「人間尊重の教育」の教育課程の編成等に関し、長期的な観点からの検討・調整を行い、年間指導計画等に反映している。</li> <li><input type="checkbox"/> 「人間尊重の教育」の全体計画及び年間指導計画の中に、家庭・地域、関係機関との連携に関する取組が組み入れられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 「人間尊重の教育」の取組の様子や成果を、学校（園・学級）だよりや学校ホームページ等を通して、家庭や地域に発信する機会を設けている。</li> <li><input type="checkbox"/> 「人間尊重の教育」に関する連携に限らず、家庭や地域と連携した取組を日頃から積極的に進め、相互の信頼関係の醸成に努めている。</li> </ul>

**「人間尊重の教育」の推進体制に関するチェックポイント（例）**

- 学校教育目標に、「人間尊重の教育」の推進に関する事項が示されている。
- 管理職が、「人間尊重の教育」の推進に指導力を発揮している。
- 「人間尊重の教育」の推進のための校内体制を整え、「人間尊重の教育」の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- 「人間尊重の教育」の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- 「人間尊重の教育」に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取組に生かされている。
- 「人間尊重の教育」の取組の評価に当たり、保護者や地域の方々の意見・評価を反映している。

③視点3 子ども自身が自分を振り返り、人間尊重の意識の高まりに気付く手だての構築  
 ⇒「子ども一人一人の主体性を大切にした多様な学び」の実現に向けた  
 二本柱の推進

＜札幌市の子どもをつなぐ「課題探究的な学習」と  
 「さっぽろっ子自治的な活動」の推進＞

本市では、「子ども一人一人の主体性を大切にした多様な学び」の実現に向けて、「課題探究的な学習」を取り入れた授業づくりと「さっぽろっ子自治的な活動」の推進を二本柱として、子どもたちが本物の経験を通して学ぶことができる場を提供します。

本物の経験を通じた学びを実現するためには、子どもの主体性を引き出し、「何のために」を考える場「学びの見通しをもつ場」「相互理解を生み出す対話の場」「失敗から学べる場」「自己決定の場」等の多様な学びを通して子どもが自分の意見や考えを実現し、成就感や達成感を味わえるようにすることが大切です。このような教育活動により、子どもは主体的に学び、考え、判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けていくことになり、さらに、「自由」と「共生」を学び、相互承認の感度を高めることにつながります。

「課題探究的な学習」の推進

本市では、自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する「課題探究的な学習」を取り入れた授業づくりの充実を図っています。「課題探究的な学習」を取り入れた授業では、子どもの側から捉え直し、子どもが「育つ」取組である「子ども一人一人の主体性を大切にした多様な学び」に向けて、授業改善を進めていくことが大切です。子どもが主体の授業では、子どもが自ら考え、自己決定していく機会が保障されており、一人一人の学習プロセスは多様であることが求められます。教師がねらいをもって作成した、単元、題材などの内容、時間のまとまりごとの目標や指導計画等を子どもと共有することで、子ども一人一人が見通しをもって自ら学びを進めることができ、主体性の醸成につながります。

また、「個別最適な学び」の中で、子どもの主体的な「知りたい」「伝えたい」から生まれる目的をもった「他者との対話」と「自己対話」の往還など、「協働的な学び」との一体的な充実を図ることで、自分の考えに自信を深めたり、新たな考えを形成したりするなど、深い学びを実現していくことが期待できます。



## 「さっぽろっ子自治的な活動」の推進

### 【「さっぽろっ子自治的な活動」】

子どもが「～したい」という意欲をもち、よりよい方法を考えて動き、集団づくりや社会への参画を通して、変化を生み出した喜びを手応えとして心に残すという主体的な活動。

令和4年度、札幌市内の小中学校に通う全ての子どもを集約し、全市共通の子どもの合言葉となる「さっぽろっ子宣言」をつくり上げました。

この「さっぽろっ子宣言」は、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに向けて、各区の代表の中学生で構成する子ども運営委員会が、全ての小中学校の子どもから集めた意見を基に宣言案を作成し、再度案に対する全市の子どもの声を集約して決定したもので、「さっぽろっ子自治的な活動」の原点と成るものです。

こうして決定されたポジティブ、ラブ、ユニーク、スマイルのアルファベットの頭文字をとると、「P」「L」「U」「S」の「プラス」となり、それらの思いを大切にできるよう、札幌のまちにまほうをかけるという意味も加えられたものです。

「プラス(PLUS)のまほう」には、下の二つの思いが込められています。



### 【込められた思い】

○ものごとを明るく前向きに考える「プラス」の思いを大切にしながら、人と人が関わり合うことによって、札幌のまちにプラスのまほうをかけましょう。

○「まほうのかいわ」のように、「認める」ということを大切にして、さっぽろっ子一人一人が、自分もみんなも大切にして、笑顔があふれる学校をつくりましょう。

この「プラス(PLUS)のまほう」を合言葉に、それぞれの学校、パートナー校等で子どもの自治的な活動を推進することで、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感することができるようになり、子どもの相互承認の感度を高めることが期待されます。(活動例は20ページ参照)

## 子どもの自治的な活動の実践例①～「さっぽろっ子宣言」に基づき児童会（生徒会）のテーマを決めよう～

テーマ：一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校にしていくためには

一人一人の子どもが「自分が大切にされている」と実感できる学校を目指して「児童会（生徒会）のテーマ」をつくっていきましょう。

一人一人が、自分もみんなも大切にしてい、笑顔があふれる学校をつくるために、自分たちにできることは何か、学校という場において守りたいことは何かなど、子どもが経験的に学び、実践していくことを目指します。

子どもが主体的に考え、行動する力を養うとともに、自分だけではなく他者にも目を向けることにより、子ども同士の関係により影響を与えたり、学校を自分の居場所と考えたりできるようになることが期待できます。

### 児童会（生徒会）のテーマを決めよう

#### 1 学校（児童会、生徒会）として、これまで大切にしてきたことは何だろう 事象への働きかけ

- ・ 学校（児童会、生徒会）としてこれまで大切にしてきたことは何でしょうか。取組を確認してみましょう。



#### 2 仲間一人一人が大切にされている学校に向けて 課題の把握・課題の設定 課題解決に向けた追究

- ・ 「プラス（PLUS）のまほう」の「P」「L」「U」「S」の四つのどこに問題意識があるのか考えましょう。
- ・ 端末を使用し、自分の考えを交流し、全体で共有してみましょう。



#### 3 「児童会（生徒会）のテーマ」をつくろう 課題の解決

- ・ 自分たちの言葉で「児童会（生徒会）のテーマ」をつくっていきましょう。

#### 4 「児童会（生徒会）のテーマ」の実現に向けて 新たな課題への気付き・日常生活との関わり

- ・ 「児童会（生徒会）のテーマ」の実現に向け、各委員会や各学級が自分たちにできることを考え、創意工夫しながら取り組む一連の活動の様子を紹介しましょう。





## 子どもの自治的な活動の実践例②～学校づくりに参画しよう～

テーマ：一人一人が学校づくりの主人公

一人一人の子どもが学校づくりに参加していると実感できる活動を目指しましょう。

学級活動において、みんなが幸せになるためにできることを考え、自ら進んで様々な活動に取り組むことの大切さや、仲間と共に活動の質を高めることの楽しさに気付くようにします。

子どもが学校づくりの主人公になることで、学校づくりに参画しているという意識を高め、子どもの自治的な活動につなげることが期待できます。

### 一人一人が学校づくりの主人公

#### 1 幸せって何だろう

事象への働きかけ

- みんなは、どのようなときに幸せとを感じるのだろうか。

#### 2 みんなの幸せとは

課題の把握・課題の設定

- 学校において、みんなが幸せになるためには、どのようにすればよいのだろうか。



#### 3 進んで取り組むこと、互いに認め合うこと

課題解決に向けた追究

- 自ら進んで様々な活動に取り組むと、どのようなよいことがあるのだろうか。
- 仲間と活動を創り上げるには、どのようなことを意識するとよいのだろうか。

#### 4 一人一人が学校づくりの主人公

課題解決に向けた追究

- 学校づくりの主人公とは、どのようなことだろうか。



#### 5 主人公としての行動

課題の解決

- 学校づくりの主人公として、取り組むことを宣言しよう。

#### 6 学校づくりの主人公

新たな課題への気付き・日常生活との関わり

- 一人一人が学校づくりの主人公になると、みんなが幸せに感じて、大切にされている気持ちになるね。





### (3) 「人間尊重の教育」と生徒指導

令和4年12月、教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂されました。

「生徒指導提要」における生徒指導の目的は、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」であり、この目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力<sup>15</sup>を身に付けることが重要とされています。児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切であり、このことは、本市で進める「人間尊重の教育」において大切にしている相互承認の感度を高めることと軌を一にするものです。

児童生徒が、「自分が大切にされている」と実感できるように働きかけるために、教職員が、「人間尊重の教育」と生徒指導は密接な関係にあり、相乗的な効果をもつものであることを意識して児童生徒と向き合うことが必要です。



参考 文部科学省公式ホームページ 生徒指導提要（改訂版）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)

## 6 「ふるさと札幌」における学び・成長に誇りをもてる教育

札幌市学校教育の重点は、特に重点となる施策や教育内容を示したものであり、その一つ一つが札幌らしい学校教育と言えます。そして、本市では、それら全ての基盤として「人間尊重の教育」を位置付けています。

子ども一人一人が「人間尊重の教育」を基盤とした札幌らしい学校教育における学びや成長を実感し、その過程や経験に誇りをもって、心豊かにしなやかに歩み続け、



それぞれの花を咲かせることができるように教育委員会では教育環境の整備や教育機会の充実を図っていきます。

<sup>15</sup> 自己指導能力 児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定し、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力。





---

令和5年（2023年）3月発行

<編集・発行>

札幌市教育委員会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル

電話（011）211-3891 FAX（011）211-3862

---